

1. 改正の概要

- ・相続税の基礎控除が引き下げられます。
- ・相続税の税率構造が見直されます。
- ・未成年者控除、障害者控除の控除額が引き上げられます。

内容	改正前	改正案
基礎控除(※)	50,000千円 + 10,000千円 × 法定相続人の数	<u>30,000千円</u> + <u>6,000千円</u> × 法定相続人の数
税率構造(※)	10%、15%、20%、30%、40%、50%の <u>6段階</u>	10%、15%、20%、30%、40%、 <u>45%</u> 、50%、 <u>55%</u> の <u>8段階</u>
未成年者控除	6万円 × 20歳に達するまでの年数	<u>10万円</u> × 20歳に達するまでの年数
障害者控除	6万円（特別障害者の場合には12万円） × 85歳に達するまでの年数	<u>10万円</u> （特別障害者の場合には <u>20万円</u> ） × 85歳に達するまでの年数

(※)次ページご参照

○平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・基礎控除の引き下げにより、相続税の申告・納税が必要となる納税者の増加が見込まれる。
- ・基礎控除の引き下げ、税率構造の見直しにより、相続税の増額が見込まれるため、財産額の把握、納税財源確保、財産移転、評価引き下げ、遺産分割などの事前準備がより重要となる。

【法定相続人の数と基礎控除】

法定相続人の数	1人	2人	3人	4人	5人
改正前	60,000千円	70,000千円	80,000千円	90,000千円	100,000千円
改正案	36,000千円	42,000千円	48,000千円	54,000千円	60,000千円

【相続税の速算表と税率構造】

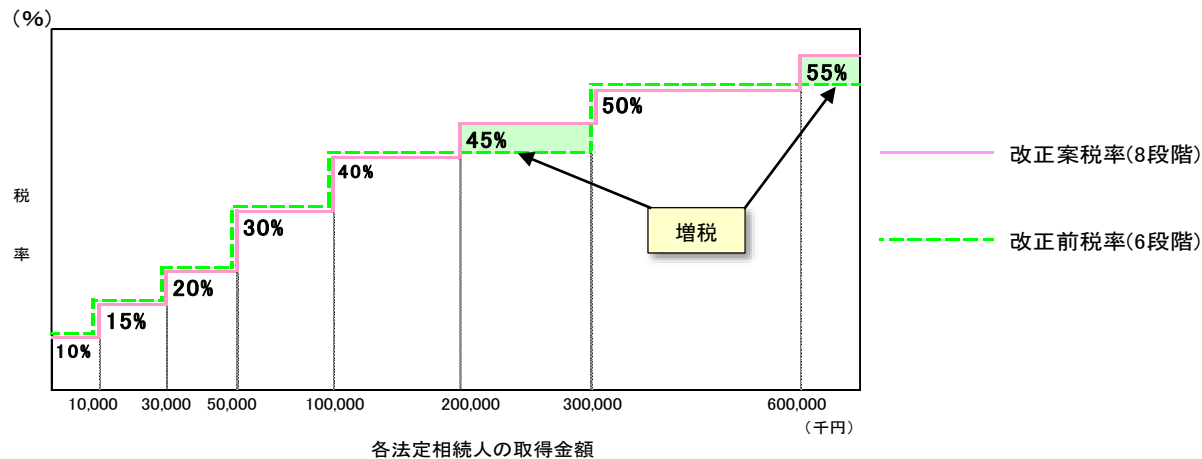
改正前

各法定相続人の取得金額		税率	控除額
0千円	10,000千円以下	10%	0千円
10,000千円超	30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超	50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超	100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超	300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超		50%	47,000千円



改正案

各法定相続人の取得金額		税率	控除額
0千円	10,000千円以下	10%	0千円
10,000千円超	30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超	50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超	100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超	200,000千円以下	40%	17,000千円
200,000千円超	300,000千円以下	45%	27,000千円
300,000千円超	600,000千円以下	50%	42,000千円
600,000千円超		55%	72,000千円



1. 改正の概要

・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、要件の緩和、負担の軽減、手続きの簡素化などの改正がされます。

項目	内容	改正前	改正案
事前確認申請	経済産業大臣による事前確認	必要	不要
先代経営者要件	先代経営者の役員退任(贈与税)	必要	代表者を退任(役員退任は不要)
後継者要件	後継者と先代経営者の親族関係	必要	不要
適用対象となる 資産保有型会社 等の要件	常時使用従業員数	5名以上	5名以上(生計一親族を除く)
	3年以上継続して行う商品販売等における 「資産の貸付け」の範囲	制限なし	同族関係者等に対する貸付けを 除く
経営承継期間内 (5年以内)の 取消事由	常時使用従業員数の8割雇用確保の判定	毎年の報告基準日に判定	5年間の平均により判定
	役員である贈与者の認定会社からの給与支給	納税猶予を取り消す	納税猶予を取り消さない
経営承継期間内 及び期間経過後 の取消事由	「総収入金額ゼロ」における「総収入金額」の 範囲	総収入金額	総収入金額 (営業外収益、特別利益を除く)
納税猶予税額の 計算方法	債務、葬式費用がある場合	非上場株式等から債務・葬式 費用を控除する	非上場株式等以外の財産から 債務・葬式費用を控除する
	上場株式等(保有割合3%以上)を認定会社 である資産保有型会社等が保有する場合	当該上場株式等を含めて 計算	当該上場株式等を含めず 計算
	民事再生計画の認可決定等があった場合	—	その時点で納税猶予税額を再計算 (当初の猶予税額との差額は免除)

項目	内容	改正前	改正案
猶予税額の納税 (※)	雇用確保8割未満による取消事由に係る猶予税額	金銭納付	延納・物納の適用可
	経営承継期間(5年)経過後における取消事由に係る利子税	納税猶予期間全てにおける利子税を納付	経営承継期間内(5年以内)の利子税は免除
適用のための 手続き	株券不発行会社の株券の発行	必要	一定の場合には不要
	申告書、継続届出書等に係る添付書類	必要	一定のものは提出不要

(※) 利子税の割合は、「延滞税等の見直し」により、現行 年2.1% から、年0.9%(特例基準割合が2%の場合) に引き下がる。

○平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。

2. 実務上の留意点

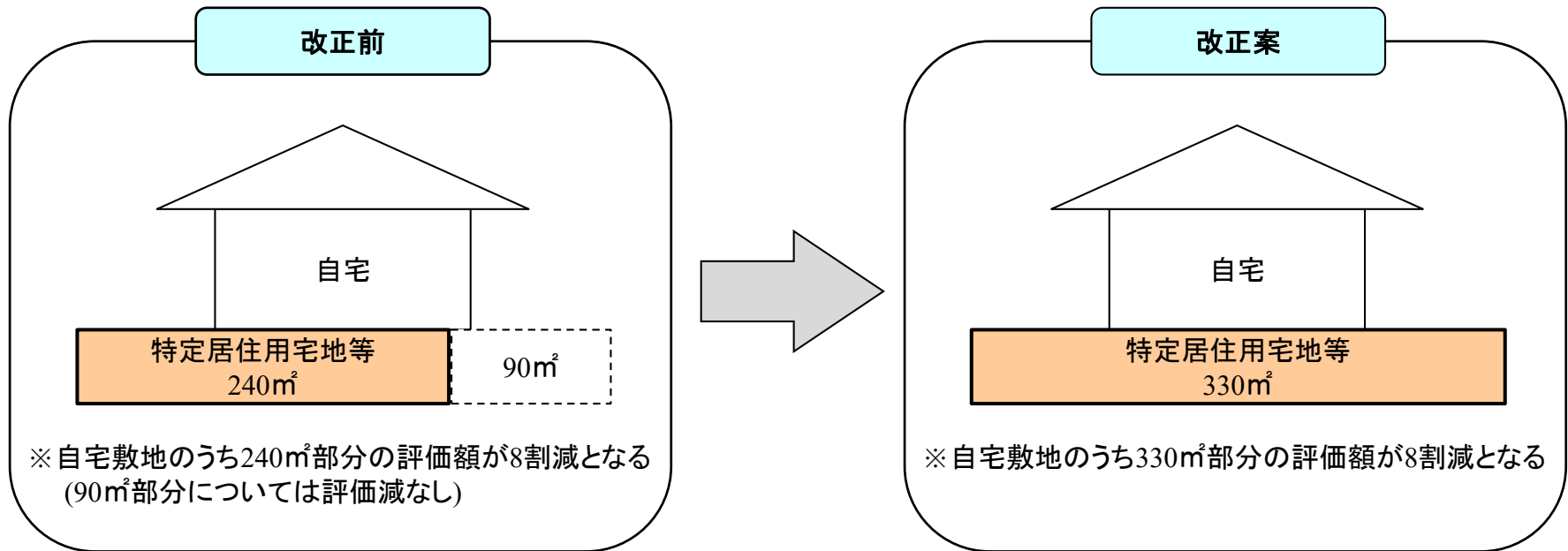
- ・経済産業大臣の事前確認制度の廃止により、先代経営者の急死等においても、納税猶予制度の適用を検討することができる。
- ・先代経営者は、贈与後も役員として給与の支給を受けながら経営に参画し、後継者をサポートすることができる。
- ・後継者は、親族以外から広く募ることができるが、遺言、相続税の2割加算などに留意が必要である。
- ・雇用確保要件の緩和により、5年毎年の報告基準日において一時的な雇用減少により8割確保が満たせなくても納税猶予を継続できる。
- ・資産保有型会社等に対する要件の見直しにより、同族関係者等による意図的な要件充足は厳しくなった。
- ・その他負担の軽減、手続きの簡素化などにより、納税猶予制度が利用しやすくなった。

3. 今後の注目点

- ・既に経済産業大臣による確認、認定を受けている会社や納税猶予制度を適用している会社への改正の影響。
- ・雇用確保要件の緩和における平均常時使用従業員数の算定方法。
- ・株券不発行会社において株券発行が不要となる場合の一定の要件。申告書等に係る添付書類のうち提出が不要となる一定の書類。

1. 改正の概要

- ・ 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が240㎡から330㎡に拡充されます。



○平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される。

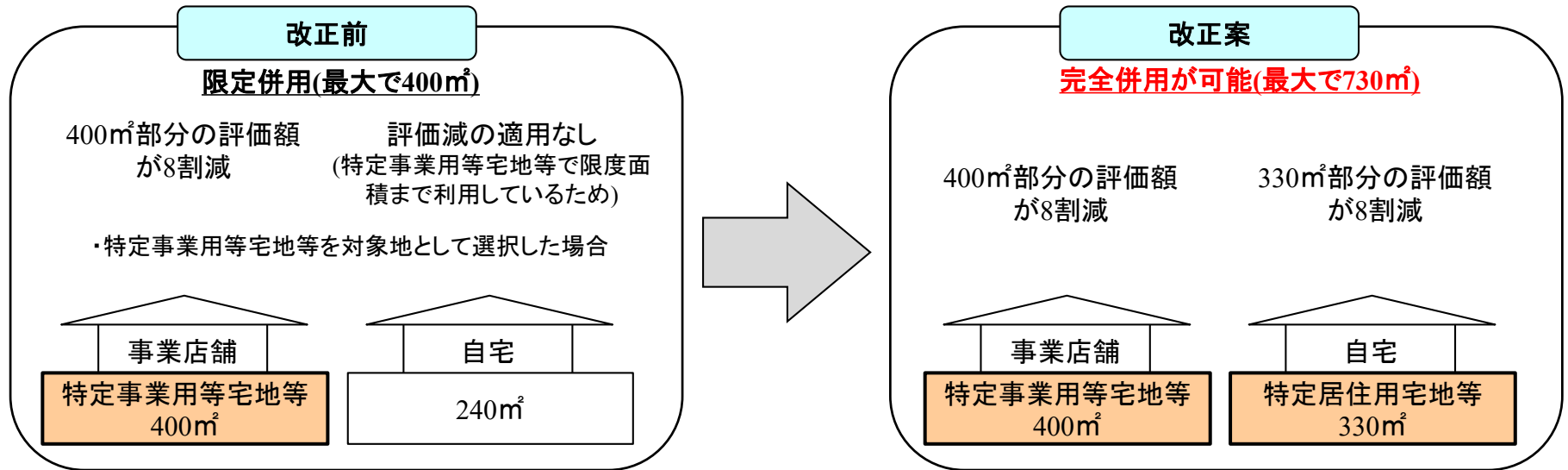
2. 制度の趣旨

- ・ 相続税の基礎控除の引下げ、最高税率の引き上げ等税率構造の見直しを行うに際し、個人の土地所有者の居住の継続に配慮する観点から、特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が240㎡から330㎡に拡充される。

1. 改正の概要

- ・ 特定事業用等宅地等※及び特定居住用宅地等について、それぞれの適用対象面積まで、完全併用が可能となります。

※特定事業用等宅地等とは、特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等をいう。



○平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される。

2. 実務上の留意点

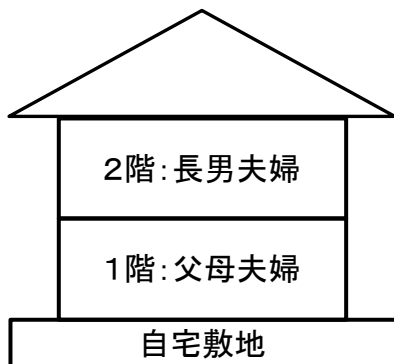
- ・ 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合に、それぞれの適用対象面積まで、完全併用が可能となる。
- ・ 貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり調整を行う。

1. 改正の概要

・小規模宅地等の特例の適用判定にあたり、二世帯住宅については、構造上の要件が撤廃されます。

(前提)

被相続人(父)または長男所有建物



前提条件	改正前	改正案
<p>構造上区分があり、被相続人及びその親族が各独立部分に居住している場合で、住宅内部で行き来が不可能</p> <p>被相続人(父)から長男が自宅敷地を取得</p>	<p>適用× (同居親族に該当せず)</p>	<p>適用○ (同居親族に該当)</p>

(前提)

被相続人に配偶者がいる又は被相続人の住居に同居している他の親族がいる場合

○平成26年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される。

2. 実務上の留意点

・改正後は、住宅内部で互いに行き来ができない構造であっても、適用可能となるため、税制面でも二世帯住宅の取得を後押しすることになる。

3. 今後の注目点

・各々の居住部分をそれぞれが区分所有している場合における改正後の取り扱いが法令等の確認を要する。

1. 改正の概要

- ・被相続人が老人ホームに入所した場合、老人ホームの終身利用権を取得しても、空き家となっていた自宅の敷地について小規模宅地等の評価減の適用が認められます。

老人ホームへの入所により居住の用に供されなくなった家屋の敷地についての小規模宅地等の適用要件

改正前	改正案
被相続人に介護が必要なため老人ホームに入所	被相続人に介護が必要なため入所
被相続人がいつでも生活できるよう建物の維持管理が行われている	
入所後あらたに自宅を、他の者の居住用その他の用に供していた事実なし	自宅が貸付け等の用途に供されていない
<u>老人ホームの所有権または終身利用権を取得していない</u>	

※終身利用権を取得しても適用可能

○平成26年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・貸付け等の用途に供されていないこと、介護が必要なための入所という要件を満たしていることを説明できるようにしておく必要がある。

3. 今後の注目点

- ・「貸付け等の用途」の範囲及び老人ホームの所有権を取得した場合の取り扱いについては、法令等により確認する必要がある。

1. 改正の概要

- ・贈与者の年齢要件が65歳から60歳に引下げられます。
- ・受贈者の範囲に、20歳以上の孫が追加されます。

内容	改正前	改正案
贈与者	65歳以上の者	60歳以上の者
受贈者	贈与者の推定相続人である直系卑属で、20歳以上の者	贈与者の①推定相続人である直系卑属、及び②孫で、いずれも20歳以上の者

○平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・祖父母が孫に相続時精算課税贈与をした場合において、その後祖父母に相続が発生したときは、祖父母に係る相続税の計算上、孫は相続税額の2割加算の対象となる(孫が代襲相続人である場合を除く)。

【ケース】20歳以上の者が祖父から3,000万円の贈与を受けた場合の贈与税

改正前

暦年課税で計算
 $(3,000万円 - 110万円) \times 50\% - 225万円 = 1,220万円$

※相続時精算課税は適用できない。
 (孫が代襲相続人である場合を除く)

改正案

- ①相続時精算課税を選択適用した場合
 $(3,000万円 - 2,500万円) \times 20\% = 100万円$
- ②相続時精算課税を選択適用しない場合(暦年課税)
 $(3,000万円 - 110万円) \times 45\% - 265万円 = 1,035万円$
 (参考)受贈者が、贈与者の20歳以上の直系卑属でない場合
 $(3,000万円 - 110万円) \times 50\% - 250万円 = 1,195万円$

1. 改正の概要

・子や孫に対する教育資金の一括贈与が非課税となります。

<要件>

受贈者	30歳未満の直系卑属(子や孫)
贈与財産	教育資金(※1)に充てるための金銭等
贈与手段	金銭等を金融機関(※2)に信託等する事
限度額	1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円が限度)

(※1) 教育資金の範囲

文部科学大臣が定める次の金銭

- ① 学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ② 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

(※2) 金融機関の範囲

- ① 信託会社(信託銀行を含む)
- ② 銀行
- ③ 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る)

<残額(贈与額のうち教育資金の支出に充てられなかった金額)の取り扱い>

受贈者が30歳に達した場合	残額について受贈者に贈与税課税
受贈者が30歳に達する前に死亡した場合	贈与税課税なし

○平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間の贈与について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・教育資金以外の用途への使用を防ぐため、金融機関を通じた贈与に限られる。
- ・教育資金の残額については受贈者が30歳に達した時点で贈与税が課税されるので、必要となる教育資金を事前に確認しておく必要がある。

3. 今後の注目点

- ・教育資金の範囲の詳細。
- ・信託等の「等」の範囲。